

岩手県告示第45号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長島	西磐井郡平泉町長島（別紙図面のとおり。）	地すべり

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局土木部一関土木センター並びに平泉町役場に備えておいて縦覧に供する。